

# 財形年金預金規定

## 1. (預け入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口千円単位とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を6か月に1回以上書面により通知します。

## 2. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

- (1) 支払開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。  
また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- (2) 前条による預金は、1口の自動継続期日指定定期預金としてお預りします。  
ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする定期預金としてお預りします。
- (3) 特定日において、預入日（継続をしたときは、その継続日）からの期間が2年を超える期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含む）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

## 3. (分割、支払方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。  
この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と定期預金の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。
  - ①年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した、その金額（ただし100円単位とします）を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または定期預金（以下これらを「定期預金（満期支払口）」という）を作成します。
  - ②年金計算基本額から前号により作成された定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金（以下これを「定

期預金（継続口）」という）を作成します。

③定期預金（満期支払口）は、各々その満期日に元利金を、あらかじめ指定された預金口座に入金します。

(2) 定期預金（継続口）は、満期日に前項に準じ取扱い、以後同様とします。

この場合、前項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金（継続口）の元利金と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金（継続口）の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金（継続口）の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。

ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には当該定期預金（継続口）の元利金から定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金（満期支払口）に加算します。

(3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

#### 4. (利息)

(1) この預金の利息は預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの期間に応じ、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における店頭掲示の預金利率表記載の利率によって計算します。

利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合および財形預金共通規定第7条第2項の規定により解約する場合、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算します。

(4) この預金の付利単位は100円とします。

#### 5. (預金の解約)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) やむを得ない事由により、この預金を第3条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、財形年金預金契約の証（以下「契約の証」という）とともに当店へ提出してください。

この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

- (3) 前項の預金を解約するときの手續きに加え、当該預金を解約することについて正当な権限を有することを確認するため本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

6. (退職時等の支払)

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなった時はこの預金は第2条および第3条にかかわらず次により取扱い退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合前条と同様の手續をとってください。

①期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。

②退職等の事由が生じた日以後1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

7. (据置期間中の金利上昇による非課税限度超過の場合の取扱い)

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

8. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに当行所定の書面によって当店に申出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は、変更前支払開始日の1年前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

9. (支払開始日以後の支払回数の変更)

支払開始日以後に、財形法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3か月前の応当日の前日までに、当行所定の書面により当店に申し出てください。ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

10. (契約の証の有効期限)

本規定によりお預りした預金の支払が完了した場合は、契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

11. (財形預金共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか「財形預金共通規定」が適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)